

佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領新旧対照表

改 正 前		改 正 後 (7 . 6 . 1)	
別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間
項番 1 から 12 まで (省略)		項番 1 から 12 まで (省略)	
(不正又は不誠実な行為)		(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内	10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内
14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員 (代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。) 等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑、若しくは刑法 (明治 40 年法律第 45 号) の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内	14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員 (代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。) 等が拘禁刑以上の刑 (令和 4 年法律第 67 号による改正前の刑法の規定による禁錮以上の刑を含む。以下においても同じ。) に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑、若しくは刑法 (明治 40 年法律第 45 号) の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内